



美容やまがた

編集兼発行所

山形県美容業生活衛生同業組合

(郵便番号 990-0053) 山形市薬師町1丁目4-25

TEL 023-641-5222 FAX 023-625-1914

URL: http://www.ba-yamagata.or.jp/

E-mail: biyo@ba-yamagata.or.jp

発行人 小山 幸子 編集人 芦野 和子

(毎月20日発行・定価1部20円)

「新型コロナウイルス感染防止中」の中で開催した 書面議決による「令和二年度の理事会の開催」

創立以来初めての「書面議決」による理事会を令和二年四月二十七日に開催した。

「三密(密閉空間、密集場所、密接場面)」注視の中での理事会の開催をしなければならぬと、思案中、指導機関(中小企業中央会より)より「書面議決開催の様式手順」が送られてきた。早速、正副理事長会議・常任理事会に諮り、「理事会」と「総代会」を「書面議決」方式を採用することとなり、二十七日に書面議決による「理事会」を開催した。

理事会の本人出席者は、「正副理事長(三人)と常任理事(五人)」と「監査報告の監事(二人)の九人」と、「書面出席理事の十四人」とで、出席者合計、理事二十二名、監事一人で成立開催した。(一机に一人の着席とした会議であった。)

理事会の審議は、「第六十四回通常総代会に提案する議題です」

第一号議案、令和元年度事業報告

第二号議案、令和元年度収支決算報告並びに監査報告

第一号議案、第二号議案、第三号議案、第四号議案、第五号議案、第六号議案、第七号議案、令和二年度役員報酬限度額(案)の承認について

議案について事務局より説明され、「本人出席者全員の賛成」と「書面議決の全員の賛成」により、総代会に提案する事の承認を得た。

第六号議案、令和二年度借入金最高限度額の決定について

議案について事務局より説明され、「本人出席者全員の賛成」と「書面議決の全員の賛成」により、総代会に提案する事の承認を得た。

第七号議案、令和二年度役員報酬限度額(案)の承認について

議案について事務局より説明され、「本人出席者全員の賛成」と「書面議決の全員の賛成」により、総代会に提案する事の承認を得た。

『令和2年度山形美容互助会の総代会に提出する議案』

令和元年度収支決算案の報告(並びに監査報告)と令和二年度収支決算案の説明について説明され、「本人出席者全員の賛成」と「書面議決の全員の賛成」により、総代会に提案する事の承認を得た。

『令和2年度山形美容政治連盟の総会に提出する議案』

令和元年度収支決算案の報告(並びに監査報告)と令和二年度収支決算案の説明について説明され、「本人出席者全員の賛成」と「書面議決の全員の賛成」により、総代会に提案する事の承認を得た。

山形県美容組合の新型コロナウイルス関連の取り組み

消毒液づくり

新型コロナウイルスの感染者が県内にも広がり、営業にも影響が出始めた頃、理事長から「何か困っている事はないですか」という電話があり、「消毒液が手に入りません」と返答したら、翌日「組合員に配布できる消毒液を手配しました」という頼もしい返事をいただきました。

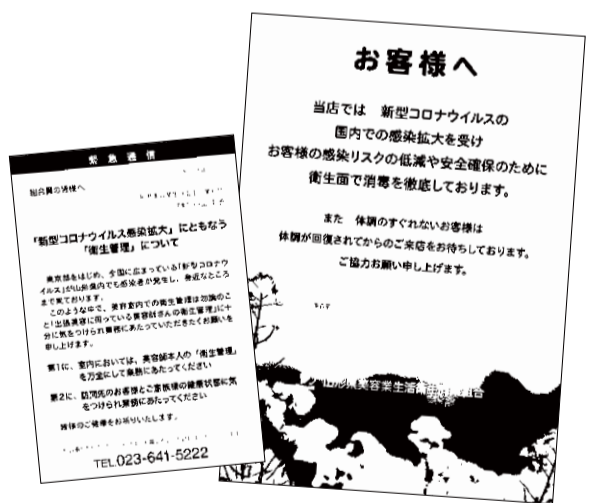
さすがに一度に全員分の入荷は困難でしたが、99%のエタノール1斗缶2缶と精製水が届きました。薬剤師の太田純一先生指導の元、手作業で、77%に希釈し、1本1本瓶詰めし、ラベルを貼り、書類添付を行いました。順次、皆さんの手元に届く予定です。

自粛要請から外れた美容の仕事に誇りを持ってしっかりと、感染予防に努めましょう。組合は少しでも皆さんの役に立つ努力をしています。(佐藤)



新型コロナウイルス感染症に伴う 注意喚起について

このたびの、「新型コロナウイルス感染症」に対して、組合員の皆様への注意喚起と、とにも来店するお客様へのお願いを込めた、お知らせ用のパンフとハガキを送付いたしました。



「新型コロナウイルス感染防止用」 不織布マスク(使い捨て)の斡旋を 致します。

先月に注文しておりました「マスク」が、入荷しましたので、希望者は支部長様に申し込み下さい。この度の「マスク」は、(株)光文堂よりの購入品なので、**有料**となります。

・価格は、1箱(50枚入り)大人用「2,200円」です。組合では、40箱を準備しております。なくなり次第終了となります。



新しい仲間どうぞよろしく (令和元年10月)

●天童支部 天童市東本町1-15-21

GUILD Hair Salon 中嶋 淳一

YUME ESPOIR 特別仕様 プレミアムライン誕生。

YUMEブランドのスタンダードとして誕生し、多くのサロンに支持され続けているYUME ESPOIR。ヘッドスパにも対応できるフルフラットの魅力はそのままだに、シート幅やクッション素材、作業性といった細かな部分にまでこだわったラグジュアリーなおもてなしを実現する、「Premium」が特別仕様で誕生しました。



TAKARA BELMONT
仙台市若林区卸町2-10-5 TEL 022-232-4481 www.tb-net.jp

YBS (株)山形ビルサービス

各種店舗(床・ガラス・エアコン)清掃
設備運転管理 など

山形市大字志戸田550番地
TEL 023-644-0158

山形警備 山形警備保障(株)

ホームセキュリティ・消防設備点検
機械警備・常駐警備 など

山形市あかねヶ丘1-3-34
TEL 023-643-1266

YBS企業グループ

TR (株)東北レンタル

ロールタオル・マット・
モップのレンタル など

山形市藤沢川83番地
TEL 023-644-5712

(株)テトラス

水質・大気・騒音・振動測定分析
院内感染防止・環境コンサル など

山形市大字志戸田550番地
TEL 023-643-3226

日本政策金融公庫 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	生活衛生改善貸付
① 貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、 最近影響を受けた1ヶ月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少 した生活衛生関係営業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、 最近1ヶ月の売上高が5%以上減少 した生活衛生関係営業を営む小規模事業者(従業員数5人以下で、一定要件を満たした方) ※生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた者。
② 資金使途	設備資金、運転資金	設備資金、運転資金
③ 貸付限度額	別枠6,000万円	別枠1,000万円
④ 貸付利率	基準利率。ただし、 当初3年間は3,000万円を上限に基準利率-0.9% 、4年目以降基準利率 ※基準利率 1.36% (令和2年4月1日現在、貸付期間5年の場合) 一定の要件を満たす者に対して、 借入後3年間の利子補給 を実施し、 実質無利子 となります。	経営改善利率。ただし、 当初3年間は経営改善利率-0.9% 、4年目以降経営改善利率 ※経営改善利率 1.21% (令和2年4月1日現在) 一定の要件を満たす者に対して、 借入後3年間の利子補給 を実施し、 実質無利子 となります。
⑤ 貸付期間	設備資金20年以内、運転資金15年以内	設備資金10年以内、運転資金7年以内
⑥ 据置期間	5年以内 (設備資金、運転資金)	設備資金4年以内、運転資金3年以内
⑦ 担保等	無担保	担保・保証人は不要

詳しくは組合までお問い合わせください。 **023-641-5222**

**新型コロナ
関連情報**

新型コロナウイルスの感染拡大は、経済面にも多大な影響をもたらしています。組合に入ってくる関連情報の概要をお伝えします。
なお、状況は刻々と変わっていますので最新情報をご確認の上、関係先にお問い合わせ下さい。

**新型コロナウイルス感染症の影響で
期限までに申告・納付が
難しい方は簡易な手続で期限
延長が可能です
(法人・個人の全ての方が対象)**

Q 申告・納付の期限が延長できるの?

> 新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付等ができないやむを得ない理由がある場合、柔軟に確定申告書を受け付けることとしています。

Q やむを得ない理由とは?

> 納税者や関与税理士が新型コロナウイルスに感染したケースに限らず、感染拡大防止の取組により外出自粛を行っているケースなどもやむを得ない理由に該当します。

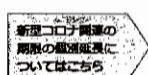
Q いつまでに申請すればいいの?

> 申告・納付期限の前だけでなく、その期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能です。

Q 申請の手続は?

> 申請する場合、必ずしも申請書等を提出する必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記するか、e-Taxをご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請できます。

> ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。



住まい探しのお手伝い

御入学から御就職、その先まで!!

物件多数とりそえ女性スタッフが
皆様を御待ちしております

メール・郵送・FAXにて資料をお届け致します。

(株)小白川不動産情報センター

TEL.023-633-1153 FAX.023-633-1217
〒990-0021 山形県山形市小白川1-2-2 山形県知事免許(3)第2281号
info@kojirakawa.com http://www.kojirakawa.com

JR線山形駅よりバス「東原2」下車1分
平日 9:00~18:00 日・祝 10:00~17:00 GW・年末年始・お盆

持続化給付金について

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付額】 法人は200万円、個人事業者は100万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします

■売上減少分の計算方法

前月の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【給付対象者】 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、**ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少**している事業者
・2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続する意思がある事業者

【申請期間】 令和2年5月1日から令和3年1月15日まで

【申請方法】 持続化給付金の申請用HP (http://jizokuka-kyufu.jp) からの電子申請が基本となります。
※ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、申請サポート会場が開設されました。
申請サポート会場の利用には事前の「来訪予約」が必要です。
・山形市会場 「山形市本町2-4-15 archs senzoku-ya 3F」
・新庄市会場 「新庄市若葉町4-23 ニューグランドホテル2階」
・鶴岡市会場 「鶴岡市末広町3-1 庄内産業振興センターマリカ西館3階」

詳細な条件や申請方法等については、下記にお問い合わせまたは経済産業省HP (http://jizokuka-kyufu.jp) をご覧ください。

持続化給付金事業コールセンター

☎0120-115-570 IP電話等からのお問い合わせ先: 03-6831-0613 (通話料がかかります)
【5月・6月】 全日 8:30~19:00 【7月】 日曜日~金曜日 8:30~19:00 (土日祝を除く)
【8月以降】 日曜日~金曜日 8:30~17:00 (土日祝を除く)

山形県商工業振興金融融資制度

『地域経済変動対策資金』において、『無利子』で融資を受けられます

地域経済変動対策資金(経済変動事象:新型コロナウイルス)の貸付条件

貸付対象者 新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して**30%以上減少**し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して**30%以上減少**することが想定される中小企業者

利率 **無利子**

貸付限度額 5,000万円

※ただし、新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比して**50%以上減少**し、かつ以後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して**30%以上減少**することが想定される中小企業者の方は**1億円**

貸付期間 10年以内(うち据置2年以内)

取扱期間 令和2年3月16日から令和2年8月31日まで

申込窓口

◎山形県商工業振興資金の取扱金融機関が申込窓口です。

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫、北部信用組合、山形中央信用組合、山形第一信用組合、七十七銀行(山形支店)、北都銀行(酒田支店)、東邦銀行(米沢支店)、商工中金(山形支店、酒田支店)

詳しくは、最寄りの取扱金融機関のほか、山形県産業労働部中小企業振興課内「新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口」へお気軽にお問い合わせください。
◎山形県産業労働部中小企業振興課内「新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口」(受付時間:平日8:30~17:15) TEL:023-630-2359 FAX:023-630-3267

雇用調整助成金の特例が拡充されました

~雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。~

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

- 助成内容・対象が大幅に拡充されています。
 - ・解雇等行わない場合、助成率の上乗せ
 - ・新規卒卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
 - ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象 他

詳しくは最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。

厚生労働省HP雇用調整助成金ページ

0120-60-3999 (受付時間9:00~21:00(土日・祝日含む))



時代の動きに
敏感に反応したい

ソフト
商品に情報をつけてお届けする

Total Beauty Planner

YAMANO



美容用品総合商社

株式会社



〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-13-8-6F

TEL.03-3370-0221 FAX.03-3370-9049

http://www.yamano.com E-Mail: info@yamano.com